

大規模災害発生時における燃料及び
活動拠点の提供に関する協定書

大規模災害発生時における燃料及び活動拠点の提供に関する協定書

株式会社高知ニュードライバー学院四万十自動車学校（以下「甲」という。）と高知県中村警察署（以下「乙」という。）は、地震等自然災害の発生により、乙が商用給油所で速やかに給油を受けることが困難な状況となったとき等（以下「災害発生時」という。）に、乙が人命救助等の警察活動において、甲の保管する燃料の警察車両への一時的給油、及び警察部隊の活動拠点としての甲の敷地の一時的使用について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時に、乙が甲に対して求める緊急の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（燃料の提供）

第2条 乙は、災害発生時、必要があると認められるとき、甲に対し燃料の提供について協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を承認する場合は、可能な限り乙に対し燃料を提供するものとする。

なお具体的な燃料の提供要領については、甲と乙が協議して別に覚書で取り決めるものとする。

（費用の負担等）

第3条 前条の要請に基づき提供された燃料の費用は、乙が負担するものとする。

2 前項の費用は、燃料提供後、提供した数量及び油種に基づき、災害発生前の甲の仕入れ価格を基準として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

3 甲は前項で決定した費用について、乙に対し請求書による請求を行い、請求を受理した乙は、速やかに当該費用を支払うものとする。

なお、支払い方法については、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

（敷地の使用）

第4条 乙は、災害発生時に必要があると認められるとき、甲に対し警察部隊の活動（部隊車両の駐車、警察装備の物干場としての占有等を含む。）のための

甲の敷地の使用について協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を承認する場合は、業務に支障を来さない範囲で乙に甲の敷地を使用貸借により使用させるものとする。

なお具体的な敷地使用要領については、甲と乙が協議して別に覚書で取り決めるものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定書の有効期間は、平成27年1月19日から同年3月31日までとする。ただし、期間満了日までにこの協定書の解除又は変更について甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年1月16日

甲 高知県四万十市具同5927番地1

株式会社高知ニュードライバー学院 四万十自動車学校

校長

乙 高知県四万十市右山2034番地17

高知県中村警察署

署長

